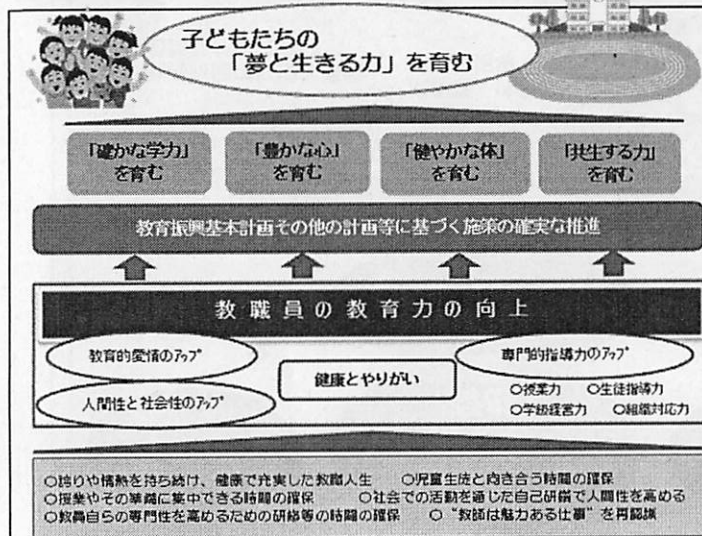


学校における働き方改革 学校における働き方改革取組方針(～H32年度)

～ 教職員が健康でいきいきと働くことができ、子ども一人ひとりと向き合う時間を確保するために ～ 滋賀県教育委員会

- 教育の質を高め、子どもたちの「夢と生きる力」を育むための働き方改革を推進
- 教職員が誇りや情熱を持ち続け、学習指導や生徒指導に集中できる環境を整備



○ 目標の設定

- ・超勤時間が月45時間超の教員の割合
小学校40%以下 中学校50%以下 県立学校15%以下
- ・年次有給休暇の1人当たり年間平均取得日数14日以上

○ 長時間勤務を改善するための基準の設定

- ・平日は午後7時までに退勤
- ・週に1日以上以上の定時退勤日の設定
- ・月当たり超勤が80時間を超えない
- ・夏季休業期間に1週間以上の集中休暇期間の設定
- ・部活動休養日の設定
中学校 週2日以上(平日1日と週休日1日)
高等学校 週1日以上と4週あたり2日以上以上の週休日
- ・部活動の活動時間の設定
中学校 平日概ね2時間以内、週休日概ね4時間以内
高等学校 平日概ね3時間以内、週休日概ね4時間以内
- ・朝練習は原則行わない

今年度の主な取組(学校における働き方改革取組計画)

1 学校業務の見直し・効率化や指導・運営体制の充実

- 新 スクール・サポート・スタッフ配置支援事業
[小・中学校]
スクール・サポート・スタッフを配置する市町に対して補助を実施 平成30年度当初予算 38人分

2 部活動における教員の負担軽減

- 新 部活動指導員配置促進事業[中学校・高校]
中学校、高等学校の部活動において、部活動指導員を活用し、課題解決に向けた取組を支援
平成30年度当初予算 中学校 20人 高校4人配置

3 専門性を持った多様な人材の活用

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の推進[全校種]
いじめや、問題行動等に迅速に対応するため、専門家の配置を推進
平成30年度当初予算
SCの配置・派遣 25,212時間
SSWの配置・派遣 200校

4 家庭や地域の力を学校に生かす取組

- コミュニティ・スクール設置の推進[全校種]
地域学校協働活動推進員の配置の促進[小・中学校]
学校と保護者・地域住民等が、目標やビジョンを共有し、共に子どもの教育を担う仕組みを構築することで、学校教育の質の向上を図る。
平成30年度目標
学校運営協議会を設置する公立学校の割合 30%
地域学校協働活動推進員が学校と地域の連携・協働をコーディネートしている小中学校の割合 30%

5 教職員の勤務時間管理

- 勤務時間管理の徹底[県立学校]
学校における「働き方改革」を進めていく基礎として、これまでの自己申告の方法に、パソコンの使用時間を基礎として確認し、より適切な勤務時間の把握に向けた取組を進める。(市町は各教育委員会において勤務時間管理を実施)

★ 年次有給休暇の取得促進の取組

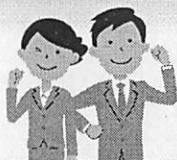
- 新 年次有給休暇の取得促進(夏季休業期間における集中休暇の促進)[全校種]
年次有給休暇の取得促進を呼びかけるほか、お盆時期の1週間程度に県教育委員会の会議や研修を実施しない期間を設定し年次有給休暇の集中取得を促進する。

★ 働き方に対する意識改革

- 新 教職員の働き方に対する意識改革[全校種]
学校全体で働き方改革に取り組むとともに教員が自らの働き方を見直し、限られた時間の中で自身の専門性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うという考え方のもと、教職員の意識改革を推進

○平成30年度スケジュール○

- 通年 取組計画による施策、事業の実施
- 4月 自己申告による勤務時間管理にパソコンの使用時間を確認する方法の導入
PTA連合会総会で方針を説明
- 5月 県立学校校長研修会において方針に基づく取組を要請、外部有識者による講演
市町教育委員会との連携会議を設置
(会議 第1回 5月30日 第2回 9月10日)
- 7月 働き方改革に関する研修会の開催
- 8月 お盆時期1週間程度に会議や研修を実施しない期間を設定・学校閉庁(休校)日の設定
- 10月 働き方改革に関する研修会の開催
小中学校(教員)における勤務時間調査月
教育委員会広報誌に取組を掲載
- 11月
- ～12月 教職員へのアンケート調査
- 1～2月 小中・県立学校における勤務時間(10月分)の把握結果のとりまとめ
年次有給休暇取得結果のとりまとめ
- 3月 次年度に向けた取組計画の見直し



先生の元気が、子どもたちを元気にします！

～ 学校における働き方改革に取り組んでいます ～

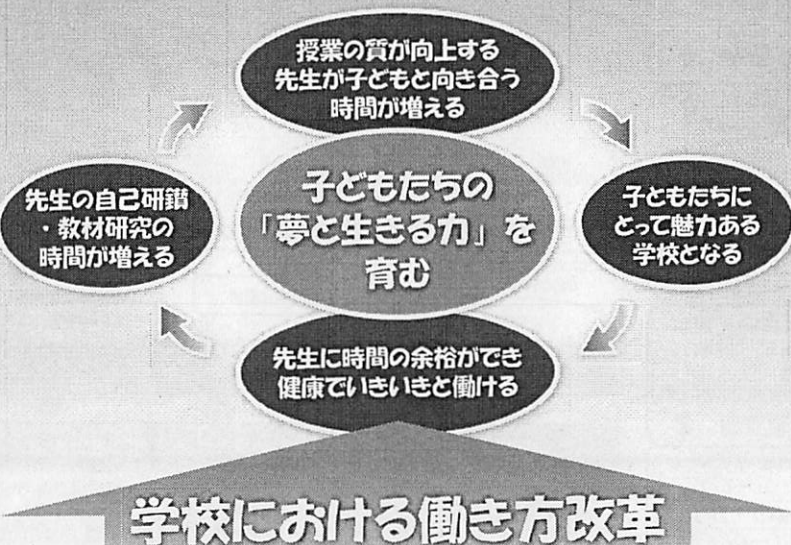


滋賀県教育委員会では、平成30年1月に「学校における働き方改革取組方針」を策定し、学校における働き方改革の取組を進めています。

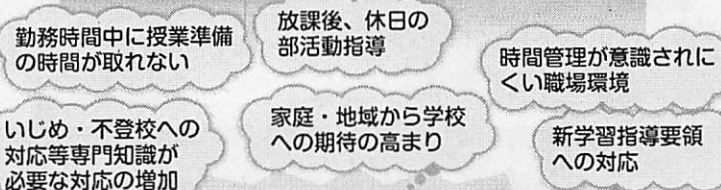
「学校における働き方改革」の目標は、子どもたちの「夢と生きる力」を育むために教育の質を高めていくことにあります。

そのために、教職員が誇りや情熱を持ち続け、学習指導や生徒指導等に集中でき、健康でいきいきと勤務することのできる環境の整備に取り組んでいます。

学校における働き方改革のイメージ



学校における働き方改革



学校現場の超過勤務の状況

小学校	1月あたり約75時間
中学校	1月あたり約98時間
県立学校	1月あたり28.2時間

※小・中学校は、文科省教員勤務実態調査（H28年度）

1週間あたり教諭の超過勤務時間数から試算

※県立学校は平成28年度の勤務時間の把握実績



学校における働き方改革 Q & A

Q

なぜ学校の働き方改革を進めるの？児童生徒への関わりが減ることはないの？

A

長時間にわたる勤務は教職員の心身の健康を損なうだけでなく、教職員が創造的に教育に取り組む活力や1人ひとりの子どもと向き合う時間を奪うことにもなりかねません。これまでの働き方を変えていく必要があります。

学校における働き方改革は教員が学習指導や生徒指導等の児童生徒との関わりに、より集中できる環境を整備することを目指しています。

Q

どんな取組をしているの？

A

学校業務の見直し・効率化や指導・運営体制の充実、部活動における負担軽減、専門性を持った多様な人材の活用、家庭や地域の力を学校に生かす取組、教職員の勤務時間管理、働き方に対する意識改革等に取り組んでいます。

学校における働き方改革方針では長時間労働を改善するための基準を設けています

（勤務時間関係）

- 平日の退勤は午後7時までとします
- 週に1日以上は定時に退勤する日を設定
- 月当たり超過が80時間を超えない
- 夏季休業期間に1週間以上の集中休暇期間を設定

（部活動関係）

- 休養日の設定 中学校：週2日以上（平日1日と週休日のいずれか1日）
高等学校：週1日以上と4週につき2日以上の週休日の休養日

なお、大会、練習試合等の日程の関係で、予定していた週休日等の休養日に活動する場合は、その前後の2週の期間内に休養日を設定する

- 活動時間の設定 中学校：平日概ね2時間以内、週休日等概ね4時間以内
高等学校：平日概ね3時間以内、週休日等概ね4時間以内
- 朝練習は中学校・高等学校ともに原則行わないこと

※運動部活動および文化部活動の競技・部門・種目の特性や学校の特色、または一時的な事情により、上記の部活動にかかる基準を適用することが困難な場合、その扱いを市町教育委員会もしくは県立学校で判断

改善に向けて
「学校における働き方改革取組方針」を策定

問合せ先 教職員課

☎077-528-4536